

諮問第19号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成25年12月2日付け千葉市指令花こ第1-2号により行った「児童手当・特例給付氏名住所変更届（平成〇年〇月〇日受付分）」（以下「本件個人情報」という。）の部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成25年11月15日付けで実施機関に対し、「花見川区役所保健福祉センターこども家庭課、児童手当・特例給付氏名住所変更届、受給者〇〇〇〇分、平成〇年〇月から」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件開示請求を受け、対象文書を本件個人情報と「子ども手当氏名住所変更届（平成〇年〇月〇日受付分）」の2件と特定し、本件個人情報について、「支給対象となる児童」欄に記載された児童の住所は条例第15条第3号に該当するとして、例第19条第1項の規定に基づき、部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、その旨を平成25年12月2日付け千葉市指令花こ第1-2号により、異議申立人に通知した。

なお、「子ども手当氏名住所変更届（平成〇年〇月〇日受付分）」については、平成25年12月2日付け千葉市指令花こ第1号により開示決定を行い、本件部分開示決定とともに異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件部分開示決定を不服として、平成25年12月24日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成26年1月14日付け25千花こ第806号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件部分開示決定と同日付けで行った異議申立人に対する個人情報開示決定処分（平成25年12月2日付け千葉市指令花こ第1号）においては、本件個人情報と同様の文書について、開示請求者以外の個人に関する情報（異議申立人の子の住所）であっても開示されている。
- (2) 本件個人情報は、受給者本人（異議申立人）が署名、提出したのではなく、また、誰かに提出を委任したものでもないが、どのような理由から受理されたのか説明を求める。
届出書、申請書等の氏名欄は必ず自筆で記入するか、記名押印をすることが必須のはずである。
- (3) 本件個人情報を実施機関に提出した者が、異議申立人の妻であることは、何をもって確認したのか、また、何の書類を求めて本人確認をしたのか、根拠を明示した説明を求める。
- (4) 本件個人情報のうち「支給対象となる児童」欄の記載は、異議申立人の妻の筆跡であるが、受給者氏名、住所の記載は別人の筆跡であり、私文書偽造の疑念を抱くが、誰が記載したものか明らかにせよ。
- (5) 受給者本人（異議申立人）は何も知らないこと、また、受給者本人の立場も無視され、本件個人情報を受理して事務処理を行った根拠は何か説明を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件個人情報を作成された経緯について

平成〇年〇月〇日に異議申立人の妻が、実施機関の窓口を訪れ、家庭内の問題について相談がなされた。相談の中で、妻子のみでの転居を考えているが、転居先住所だけでなく住民票を異動したこと自体も異議申立人に知られたくない、児童手当の受給者は当面夫のままでよい、また、書類の送付先は転居先にしてもらいたい、との話があった。

児童手当の制度では、対象児童が住民票を異動すると、実施機関から受給者（異議申立人）に状況確認の通知が送付されることから、実施機関の職員は、このことを説明し、妻の意向に沿うべく、妻に児童手当・特例給付氏名住所変更届（以下「変更届」という。）を記載してもらった。

相談が終了し妻が帰った後、変更届の「受給者氏名、住所」欄に記載がないことに気付いた実施機関の職員は、児童手当のシステムでの検索、住所変更等などの事務処理に必要であることから、同欄に異議申立人の氏名、住所を記載した。

なお、実施機関における通常の手続きとして、受給者の妻から提出される届出については、受給者本人からの届出と同様に処理しており、本案件においては、児童の転居は事実であり、この届出書の処理により、異議申立人への児童手当の支給に影響は生じていない。

また、本案件においては、窓口における相談の内容及び対象児童の子ども医療費助成受給券を持参していたことから、異議申立人の妻本人であると判断し、処理したものである。

2 本件部分開示決定について

条例第15条第3号は不開示情報として、開示請求者以外の個人に関する情報をあげており、同号に該当する情報は、同号ただし書に掲げる情報に該当する場合を除き、不開示となる。条例第15条第3号ただし書アでは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を不開示情報から除くことを規定している。

本件個人情報のうち不開示とした部分（以下、「本件不開示部分」という。）は、「支給対象となる児童」欄に記載された児童の住所である。

異議申立人は、本件部分開示決定と同日付けで行った個人情報開示決定処分（平成25年12月2日付け千葉市指令花こ第1号）においては、本件個人情報と同様の文書について、開示請求者以外の個人に関する情報（児童の住所）であっても開示されている旨主張するが、同開示決定処分において開示された児童の住所は、平成〇年〇月〇日受付分の変更届に記載されたものであり、当時は、異議申立人（夫）と妻子の住所とが同一であることから、異議申立人が「慣行として知ることができる情報」であり、同号ただし書アに該当すると判断したため開示したものである。

一方、本件個人情報のうち不開示とした部分については、平成〇年〇月〇日受付分の変更届に記載されたものであり、異議申立人（夫）を除き、妻子のみが転居する住所を妻が記載して提出したものであり、かつ、妻が転居先自治体において支援措置（住民票閲覧制限）の手続きをとっていることから、異議申立人が「慣行として知ることができる情報」ではなく、条例第15条第3号ただし書に掲げる情報のいずれにも該当しないと判断し不開示としたものである。

また、本件部分開示決定通知書には記載していないが、異議申立人に転居先の住所を知られないよう支援措置がとられていることから、条例第15条第5号（公共安全維持情報）にも該当すると判断したことを付け加える。

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件個人情報は、第1に記載のとおりなので、これを引用する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 条例第15条第3号の趣旨及び解釈

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

ただし、本号本文に該当する情報であっても、次に掲げる情報については、不開示情報として保護する必要性に乏しいことから、本号ただし書により、本号の不開示情報から除かれている。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本件不開示部分の条例第15条第3号該当性について

本件個人情報のうち、本件不開示部分には、「支給対象となる児童」欄に記載された異議申立人の子の住所が記載されている。かかる情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段の情報に該当する。そして、本件不開示部分が本号ただし書イ及びウの情報に該当しないことは明らかであるから、以下、本号ただし書アの該当性について検討する。

本号ただし書アは、本号本文に該当する個人情報であっても、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であれば、不開示情報に該当しない旨を定めている。ここでいう「慣行」については、慣習法としての法規範的な根拠があることまでは求められておらず、したがって、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であれば、本号ただし書アの情報に該当する。なお、当該個人情報と同種の情報が開示された事例が存在するとしても、当該事案における個別的事情のもとで開示が認められたものに過ぎないのであれば、そのような事例の存在のみをもって当然に「慣行」を承認できることとなるわけではない。また、「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報を意味し、そして、この場合の「予定されている」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることを意味するものではなく、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられていることをいう。

本件不開示部分について、実施機関は、異議申立人を除き妻と子が転出する住所を妻が記載したものであり、異議申立人の妻が、異議申立人に転居先が知られないよう、転居先自治体において支援措置の手続きをとっていることから、本号ただし書アに該当しないと主張している。

本審査会が本件不開示部分を見分したところ、本件個人情報に記載さ

れた異議申立人の住所と本件不開示部分に記録されている異議申立人の子の住所とが一致しないことが確認された。また、本審査会が調査したところ、本件開示請求がなされる前に、転居先自治体において、異議申立人の妻と子について支援措置（住民基本台帳の閲覧請求の拒否等）がとられており、支援措置の対象とされた異議申立人の子の住所と本件不開示部分に記録されている住所とが一致すること、及び、異議申立人の妻は、異議申立人に転居先住所を知られないよう、あらかじめ異議申立人と世帯分離をした上で、転出手続をしていたことも確認された。

以上のことから、実施機関が、本件不開示部分につき、本号本文前段の情報に該当し、かつ、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とはいえず、本号ただし書アに該当しないとして不開示としたことは妥当である。

異議申立人は、本件部分開示決定と同日付けで行った異議申立人に対する個人情報開示決定処分（平成25年12月2日付け千葉県指令花こ第1号）においては、本件個人情報と同様の文書について、開示請求者以外の個人に関する情報（異議申立人の子の住所）であっても開示されている旨主張する。しかし、当該開示決定処分において開示された子の住所は、異議申立人の住所と同一であることから、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、本号ただし書アに該当することから開示されたものであるから、同開示決定処分の存在をもって本件不開示部分を開示すべきことになるわけではない。

なお、実施機関は、本件不開示部分について、条例第15条第5号（公共安全維持情報）にも該当する旨主張しているが、上記のとおり3号に該当することから、5号該当性を論じるまでもなく、本件不開示部分を不開示とした決定は妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

審査会は、実施機関が行った本件個人情報に関する事務処理について、次のとおり附帯意見を述べる。

本件個人情報に関する事務処理において、児童手当・特例給付氏名住所変更届の「受給者氏名、住所」欄に、異議申立人の妻ではなく、実施機関の職

員が異議申立人の氏名、住所を記載するという処理が行われている。本審査会は当該事務処理の妥当性を審査する立場にはなく、また、その妥当性の有無が上記の結論に影響を及ぼすわけでもない。とはいえ、かかる事務処理は、差し当たりの対応としては理解できるとしても、異例のものであり、その妥当性については疑念があると評さざるを得ない。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成26年 1月14日	諮問書を受理
平成26年 2月 3日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 3月 5日	異議申立人から意見書を受理
平成26年 4月14日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 (第97回審査会)
平成26年 5月29日	審議 (第98回審査会)
平成26年 7月 7日	審議 (第99回審査会)